



相続が始まる前に

知人宅を訪問して感じたこと

先日、機会があって、今は亡きお父さんが創業された会社を継いで経営している知人宅を訪れました。大正生まれのお母さんは健在で、実家敷地内に工場と自宅がある三世代の住まいです。お宅に足を踏み入れた瞬間、あちらこちらに一家の歴史を感じさせられました。また、お孫さんの言葉のはしばしにおばあちゃんを敬う気持ちが表れていて家族の絆の強さを感じる出来事でした。

大変な相続手続



この家庭のように日頃から家族間の意思疎通が図れていれば、万が一の時にもめる可能性は少ないでしょう。また被相続人が元気なうちは意思の疎通がそれほど頻繁に行われていなくても大きな問題は生じないものです。しかし、家族であっても被相続人の全てを分かっている訳ではないので実際に相続が発生すると様々な手続に東奔西走し、関連機関に振り回されて疲れ果ててしまう方もいらっしゃいます。だからと言って身内による遺言書作成の勧めや財産に関する意思確認を行うと「縁起でもない！」と誤解されることもあるでしょうから本当に難しい問題です。

相続発生前にしておきたいこと

近年では世間の認識が変わり、抵抗なく遺言書を作成する方が増えていますが、全ての人が遺言書を作れる状況にあるというわけではありません。

そのような場合、家族が日頃から確認しておく役立つことは、次のとおりです。

- ①本籍地の確認(被相続人の出生時から現在まで)
- ②財産の確認(不動産・預貯金・その他金融資産・リゾート施設やゴルフ会員権・借入金・負債等)
- ③属性の確認(職業・学生時代・地域・趣味や習い事等を通して諸団体に属している場合)

①は、相続開始後、公的証明書の一つとして出生から死亡までの戸籍謄本が途切れることなく必要となり、本籍地の手掛かりがないと取得が困難になります。②はプラスの財産だけでなくマイナスの債務も確認しましょう。また、インターネット取引による株式・預貯金等は ID やパスワードが不明な場合、手続不能となる恐れがあるため注意して下さい。③は万が一の時、連絡すべき先や弔慰金・会費に関する手続時に助けになります。

家族や子孫のために

二年ほど前、60代の資産家姉妹が自宅で衰弱死したニュースがありました。ご両親から相続した財産の殆どが不動産で相続税がかなりの額となり、生活に困っていたそうです。そうならないためにも、不動産の処分や金融資産・生命保険等をどのようにするか考えておくといいでしょう。家族・子孫の繁栄や、「相続」が「争続」とならないために準備できることをお考えになってみませんか。

(文責:行政書士・社会保険労務士 久保祐子)

..... こんなにある、相続開始後の手続等

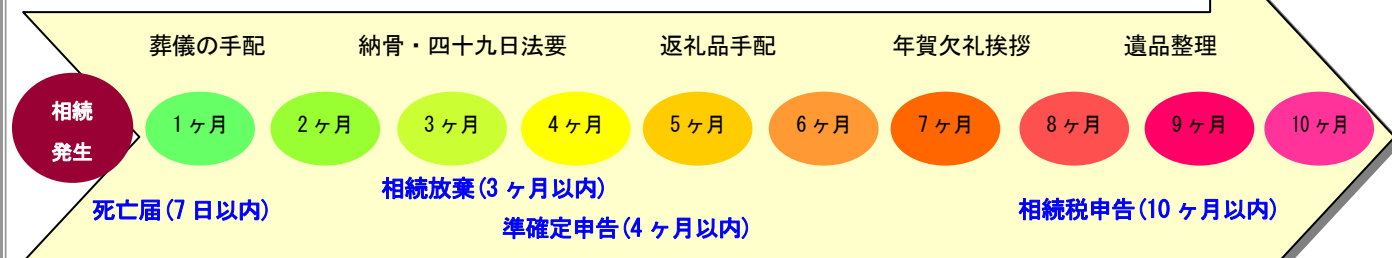
電気・ガス・水道・電話・NHK等の契約者変更、携帯電話・クレジットカード解約、会員証等の利用停止

戸籍謄本・
残高証明取得

遺言書確認・
遺産分割協議開始

遺族年金・未払年金等の請求
生命保険金の受領

預貯金・不動産・有価証券等の
解約及び名義変更手続



...相続手続等

※青字は期日のある手続

